

## 小山市事業系生ごみ資源化処理補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、燃やすごみの減量化及び資源化を推進することにより環境の保全を図るため、事業系一般廃棄物のうち食品廃棄物等を分別し、廃棄物資源化施設を活用してその資源化を図る事業者に対して小山市事業系生ごみ資源化処理補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食品廃棄物等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に規定する食品廃棄物等をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じたものをいう。
- (3) 資源化 食品廃棄物等を原材料として、肥料、飼料、メタンガス等を製造することをいう。
- (4) 廃棄物資源化施設 廃掃法第7条第6項の許可を受けた者が当該許可に係る処分業（資源化を行うものに限る。以下同じ。）を行う施設をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所等を有し、かつ、市内で事業活動を営む者
- (2) 事業系一般廃棄物のうち、食品廃棄物等の資源化を、廃棄物資源化施設において処分業を行う者へ委託している者
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者
  - イ 社会福祉法人
  - ウ 医療法人

- エ 特定非営利活動法人
- オ 一般社団法人又は一般財団法人
- カ 公益社団法人又は公益財団法人
- キ 学校法人
- ク 地方独立行政法人
- ケ 有限責任事業組合
- コ 法律の規定によりその設立に行政庁の認可を要する組合

(4) 市税の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者としな

(1) 小山市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条第1項に規定する密接関係者である者

(2) 小山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

(1) 事業所等から排出された食品廃棄物等の収集及び当該食品廃棄物等の廃棄物資源化施設までの運搬を、一般廃棄物収集運搬業者（廃掃法第7条第12項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。）へ委託した際に要した費用

(2) 事業所等から排出された食品廃棄物等の資源化を、廃棄物資源化施設において処分業を行う者へ委託した際に要した費用

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費の2分の1に相当する額

(2) 食品廃棄物等の重量1キログラムにつき30円を乗じて得た額

2 一の年度において補助金の交付の対象とする食品廃棄物等の重量は、一の交付対象者につき50トンを限度とする。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間は、次条第2項の規定による交付決定を受けた委託期間の開始日から2年間を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業系生ごみ資源化処理補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 食品廃棄物等の収集、運搬に係る委託契約書の写し
- (2) 食品廃棄物等の資源化に係る委託契約書の写し
- (3) 事業計画書
- (4) 事業所等の所在地及び事業内容が確認できる書類の写し

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、事業系生ごみ資源化処理補助金交付決定通知書又は事業系生ごみ資源化処理補助金不交付決定通知書により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書及び添付書類の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、事業系生ごみ資源化処理補助金変更申請書に、当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、事業系生ごみ資源化処理補助金変更承認通知書又は事業系生ごみ資源化処理補助金変更不承認通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 交付決定者は、市長が定める期日までに、事業系生ごみ資源化処理補助金交付請求書に、資源化による処理量が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するも

のとする。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付された補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。